

○深谷市移住支援金交付要綱

令和5年3月30日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、深谷市（以下「市」という。）の定住人口の増加及び地域の活性化を図るため住宅を市内に取得したうえで定住する者に対し、予算の範囲内において深谷市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら自己の居住の用に供するための市内に所在する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。

(2) 定住 市内に住宅を所有し、当該住宅の所在地が、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(3) 住宅取得日 建物の所有権保存登記又は所有権移転登記をした日付をいう。

(4) negi 市が実施している地域通貨ネギーの単位であり、1negiあたり1円相当とする。

(5) パートナーシップ宣誓の関係にある者 深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年3月2日市長決裁）に基づき、パートナーシップの宣誓をした者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内に住宅を取得した者であること。

(2) 住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者の年齢が、住宅取得日において、40歳未満であること。

(3) 住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が、令和5年1月1日以降に市内に転入し、その最初の転入の日の1年前までの間に埼玉県に住民登録がないこと。

- (4) 住宅の所有者が、住宅取得日から支援金の交付を申請する日までに当該住宅に定住していること。
- (5) 住宅の所有者の市税に滞納がないこと。
- (6) 住宅取得日が、住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が最初に転入した日から起算して5年以内であること。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。
- (8) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (9) 住宅の所有者が、支援金の交付を受けたことがないこと。ただし、新幹線定期券、東日本旅客鉄道又は秩父鉄道の定期券の購入額に対する支援金についてはこの限りではない。

(補助対象経費及び交付額)

第4条 支援金の額は、別表に掲げる額とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、深谷市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び同意書（様式第2号）
- (2) 戸籍の附票等第3条第2号及び第3号に該当することが分かる書類
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 建物の登記事項証明書
- (5) 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第3号）及び定期券の写しその他の定期券の区間、有効期間、金額、経由等を記載した書類（申請時に、住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が通勤のために上越新幹線熊谷駅又は本庄早稻田駅から新幹線を利用している場合に限る。この場合において、申請後に購入した定期券については、交付申請期間内に提出するものとする。）
- (6) テレワーク勤務証明書（様式第4号）
- (7) パートナーシップ宣誓証明書の写し又はパートナーシップ宣誓証明カードの写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第6条 前条の支援金の交付を申請できる期間は、支援金の交付を受ける年度の2月末日（その日が深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休

日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日）までとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 市長は、交付の可否を決定したときは、深谷市移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第8条 支援金の交付決定を受けた者は、深谷市移住支援金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金を返還させることができる。

（1） 住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が属する世帯の全ての世帯員が、第7条の交付決定の日から1年を経過するまでに、取得した住宅に居住しなくなったとき。

（2） 申請後に購入した新幹線定期券の写しその他の新幹線定期券の区間、有効期間、金額、経由等を記載した書類を、第6条に規定する交付申請期間内に提出しなかったとき

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、深谷市移住支援金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条第1項第1号の規定により支援金を返還させるときは、次に掲げる区分に応じて返還額を決定し、深谷市移住支援金返還命令書（様式第8号）により支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

（1） 交付決定の日から1年以内の該当 支援金の全額

2 市長は、前条第1項第2号の規定により支援金を返還させるときは、深谷市移住支援金返還命令書により支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

（交付手続の特例）

第11条 支援金の交付の手続については、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に規定する確定通知は、省略するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の見直し)

2 市長は、支援金支出の効果検証を行い、その結果に基づいて令和10年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

要件	補助対象経費	支援金の額
<p>申請時に、住宅の所有者又はその配偶者若しくはパートナーシップ宣誓の関係にある者が通勤のために上越・北陸新幹線熊谷駅又は本庄早稲田駅から定期券により新幹線を利用していること。</p>	<p>新幹線定期券、東日本旅客鉄道又は秩父鉄道の定期券</p>	<p>新幹線定期券、東日本旅客鉄道又は秩父鉄道の定期券1月当たりの額から、本市以外の者から支給される通勤手当（当該新幹線、東日本旅客鉄道又は秩父鉄道を利用した通勤にかかるものに限る。）その他これに準ずるものの1月当たりの額を差し引いた額の3分の1の額（2万円を上限とする。以下「単位補助額」という。）とし、1月に満たない期間がある場合には、単位補助額を30で除した数に1月に満たない期間の日数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、支援金の合計額は24万円、期間は12月を超えないものとする。</p>
<p>申請時に所有する住宅でテレワーク（情報通信技術を活用し、時間及び場所を有効活用できる柔軟な働き方をいう。）を行っていること。</p>	<p>テレワークスペースに係る備品（※1）、及びオフィス機器（※2）の購入費並びに通信環境整備費（※3）</p>	<p>テレワークスペースに係る備品及びオフィス機器の購入費並びに通信環境整備費の2分の1の金額（10万円を上限とする。）</p>
<p>申請時に所有する住宅への引っ越しに際し、引越業者又は運搬業者を利用していること。</p>	<p>引越業者又は運搬業者に支払う荷物の運搬に要する費用。補助対象者が自身が運搬するための費用（レンタカー代等）等は対象としない。</p>	<p>引越業者又は運搬業者に支払う荷物の運搬に要する費用の2分の1の金額（10万円を上限とする。）</p>
<p>申請の日において、申請者が所有する住宅に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者であること。</p>	<p>—</p>	<p>住宅の所有者及び住宅の所有者の同一世帯に属する人数一人につき1万円</p>

- （※1）テレワークスペースに係る備品とは、机、椅子、パーテーション、ホワイトボード又はデスクライトをいう。
- （※2）オフィス機器とは、PC、タブレット、マウス、キーボード、テンキー、ディスプレイ、プリンタ、スキャナー、Webカメラ、マイク、スピーカ又はシュレッダーをいう。
- （※3）通信環境整備費とは、光回線若しくはモバイルWi-Fi新規契約費用又はルーター購入費用をいう。